

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 17 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備事業

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していない者
- (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していない者
- (3) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (4) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (5) この告示の日から落札決定の日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) この告示の日から落札決定の日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に関し未納がある者
- (8) 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、長崎県の入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (9) この告示の日から落札決定の日までの間において、入札に参加する者の間に、「長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成 18 年 3 月 24 日 17 監第 544 号）」に規定された系列会社の基準に該当している者
- (10) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条に示される欠格事由に該当する者
- (11) 長崎県動物愛護管理センター（仮称）事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者
- (12) 本事業について、導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託した以下の者と資本面又は人事面において関連のある者

株式会社オリエンタルコンサルタンツ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

3 競争入札参加者の資格要件

入札説明書のとおり

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2)に

掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 3の資格

5 資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年9月9日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

(2) 競争入札参加資格審査申請書（様式2-1。以下「申請書」という。）の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に入札説明書に示す書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県県民生活環境部生活衛生課
（電話）095-895-2364

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(3)又は(6)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(4)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。